

記入例

許可申請書

平成 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

申請者 住所 沖縄県〇〇市〇〇〇番地
 (会社名) 公園株式会社
 氏名 代表者 公園 太郎 印
 担当者 公園 次郎
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種類	写真撮影	ロケーション	その他
日時又は期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日(月)	午前 〇〇時〇〇分 午後	午前 〇〇時〇〇分 午後
場所	海洋博地区：沖縄美ら海水族館、海洋文化館、熱帯ドリームセンター、エメラルドビーチ、オキちゃん劇場、おきなわ郷土村、ちびっことりで等 首里城地区：首里城公園城郭内（撮影禁止区域を除く）		
目的	・(株)公園旅行社発行の沖縄観光旅行用パンフレット(〇月号)に掲載するため。 ・〇〇テレビ放送番組「〇〇〇」にて 〇月 〇日 〇時〇〇分放送予定。		
内容	① 沖縄のイメージである「太陽」・「花」・「海」をテーマとした公園を当社発行の〇〇にて紹介するため、〇〇を撮影する。 ② 琉球の歴史・文化の象徴である首里城を当社発行の〇〇にて紹介するため、正殿外観を撮影する。		
その他参考となるべき事項	・国営沖縄記念公園「海洋博公園」「首里城公園」(施設名)等の名称を掲載します。 ・持込機材等：照明、三脚、(カメラマン〇名・スタッフ〇名・助手〇名・ディレクター〇名)等		

備考

1. 本申請は、行為希望の3日前(官公庁の休日を含まず)までに申請されたもの限り受け付けする。(別途要審査)
2. 申請者が法人である場合において、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 「その他参考となるべき事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
4. 工作物の設置(仮設含む)を伴うときは、別途都市公園法第6条(占用)許可申請書を提出すること。
5. 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日。
6. 撮影した写真等を出版物等に使用する場合は、目的欄にその旨記述すること。
7. 完成した出版物・VTR等について、公園管理者より内容の確認をする場合においては、申請者はその指示に従うものとする。
8. 撮影した映像、写真等を使用する場合は「国営沖縄記念公園(海洋博公園又は首里城公園)：施設名〇〇〇」の名称を必ず記載のこと。
9. ロケーション等に関しては、(財)海洋博覧会記念公園管理財団と十分に調整するように。
財団担当：海洋博覧会地区 企画広報係 TEL0980-48-3748
：首里城地区 業務企画係 TEL098-886-2020

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

申請者 住 所
(会社名) 印
氏 名
担当者
T E L
F A X

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種類	写真撮影	ロケーション	その他 ()
日時又は期間	平成 年 月 日 ()	午前 午後	午前 午後
場 所			
目 的			
内 容			
その他参考となるべき事項			

備 考

1. 本申請は、行為希望の3日前（官公庁の休日を含まず）までに申請されたもの限り受け付けする。(別途要審査)
2. 申請者が法人である場合において、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 「その他参考となるべき事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
4. 工作物の設置（仮設含む）を伴うときは、別途都市公園法第6条（占用）許可申請書を提出すること。
5. 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日。
6. 撮影した写真等を出版物等に使用する場合は、目的欄にその旨記述すること。
7. 完成した出版物・VTR等について、公園管理者より内容の確認をする場合においては、申請者はその指示に従うものとする。
8. 撮影した映像、写真等を使用する場合は「**国営沖縄記念公園（海洋博公園又は首里城公園）：施設名〇〇〇**」の名称を必ず記載のこと。
9. ロケーション等に関しては、(財)海洋博覧会記念公園管理財団と十分に調整するように。
財団担当：海洋博覧会地区 企画広報係 T E L 0980-48-3748
：首里城地区 業務企画係 T E L 098-886-2020

所 長	庶務課長	工務課長	施設管理係長	出張所長	調整係長	財団担当

許 可 条 件

(都 市 公 園 法 第 1 2 条 第 1 項)

1. 本申請は、行為希望日の3日前（官公庁の休日を含まず）までに申請されたものに限り受付する。
（別途要審査）
2. 申請者は、公園の保全、又は一般公園利用者に支障を生じないように留意すること。
 - （1）一般公園利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - （2）公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - （3）公園の風致及び美観、その他公園としての機能を損なう行為はしないこと。
3. 許可を受けた事項を変更しようとするときは、軽易なものを除き公園管理者の許可を受けること。
4. 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに原状に回復すること。ただし原状に回復することが不適当な場合は、公園管理者の指示に従い、必要な措置をとること。
5. 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、公園利用者の安全を図るとともに、速やかに公園管理者に連絡し、その指示に従い、申請者の責任において処理すること。
6. 公園施設を損傷、汚損、又は滅失した場合は、速やかに公園管理者に報告し、その指示に従い、修理、若しくは原状回復、又は損傷を賠償すること。
7. 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに、国営沖縄記念公園事務所の指示に従うこと。
8. 公園管理者は、次に示すような場合、申請者に対して、許可を取り消したり、必要な処置を講ずるよう命ずることがある。
 - （1）この許可条件を守らない場合
 - （2）申請内容に虚偽記載、又は不正な手段により許可を受けた場合
 - （3）都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合
 - （4）公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - （5）公園の管理運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
 - （6）その他公園事務所長が必要と判断した場合
9. 許可事項以外の使用及び、他の公園利用者に迷惑をかける恐れのある行為については禁止する。このことに違反した場合は、都市公園法により規制することがある。
10. 撮影にあたっての注意事項は下記のとおりとする。なお厳守しない場合の取扱いは、許可条件8を準用する。
 - （1）許可を取らないために生じた紛争に対して、公園事務所は一切責任を負わない。
 - （2）原則として、撮影許可日時は土日、祝祭日を除く8:30～17:00の間とする。
 - （3）首里城公園 正殿及び書院・鎖之間の内部撮影に関しては、別紙「正殿内部等撮影の条件」を遵守するものとする。また、南殿・番所の内部撮影に関しては、展示品の著作権上原則禁止とします。
 - （4）立入禁止区域内への立入りは出来ないものとする。
 - （5）園内で撮影を行う場合、公園管理者が立会い・撮影状況の確認等を行う場合がある。
 - （6）完成した出版物・VTR等について、公園管理者より内容の確認をする場合においては、申請者はその指示に従うものとする。
 - （7）撮影した映像、写真等を使用する場合は「国営沖縄記念公園（海洋博公園又は首里城公園）：施設名〇〇〇」の名称を必ず記載のこと。

※ロケーションに際しては、（財）海洋博覧会記念公園管理財団と十分に調整するように。

※沖縄美ら海水族館に関する取材等については、（財）海洋博覧会記念公園管理財団と十分調整のこと。

財団担当：海洋博覧会地区 企画広報係 TEL 0980-48-3748

：首里城地区 業務企画係 TEL 098-886-2020

正殿内部等撮影の条件

1. 正殿内部

①機材（カメラ、照明、音声器具等）は、別紙の位置に三脚固定し、転倒しても柱や壁等に接触しない高さとする。なお、カメラ等を移動しながらの撮影は、施設に損傷を及ぼすおそれがあることから禁止とする。

②漆は、照明の熱により影響を受けるため、撮影は1時間以内を原則とする。

③撮影の日時については、許可条件10（2）に関わらず公園の管理上支障の少ない下記の期日の時間帯を原則とする。

曜日	毎週水・木曜日		
時間帯	4月～ 6月	20:00～21:00	
	7月～ 9月	21:00～22:00	
	10月～11月	20:00～21:00	
	12月～ 3月	19:00～20:00	

④特定の個人又は企業のPRとなる撮影は禁止する。

⑤上記①～④の条件に違反した申請業者（依頼業者も含む）は、許可条件8に基づき今後許可しない場合もある。

2. 書院・鎖之間内部

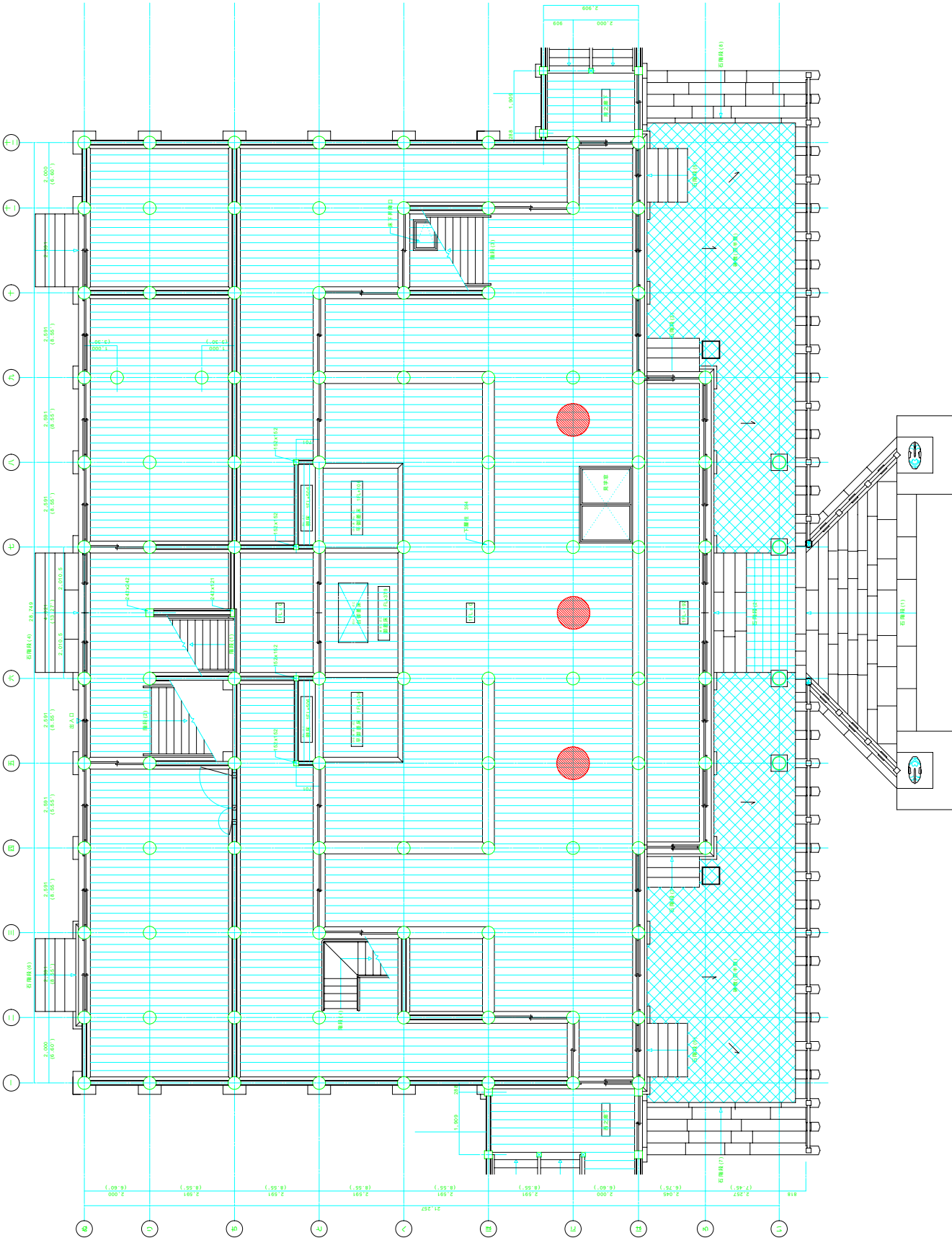
①正殿内部③、④と同じ。

②上記①の条件に違反した申請業者（依頼業者も含む）は、許可条件8に基づき今後許可しない場合もある。

※二階御差床を撮影した場合誤解を招かないため下記のテロップをつける。

この建物は、1712年頃に再建された正殿を復元しています。なお、国王の椅子については、1477年～1526年まで在位した尚真王の御後絵（肖像画）をもとに再現したものです。

なお、上記以外都市公園法第12条第1項による許可条件を遵守するものとする。



1 階平面図 S=1:50

配置図 1

